

# 指定管理業務点検・評価シート（平成27年度業務）

平成28年12月27日

施設名	県立鹿野かちみ園 県立鹿野第二かちみ園	所在地	(かちみ園) 鳥取市鹿野町今市1078 (第二かちみ園) 鳥取市鹿野町寺内102
施設所管課名	障がい福祉課	連絡先	0857-26-7193
指定管理者名	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	指定期間	平成26年度～平成30年度

## 1 施設の概要

設置目的	知的障がい者の方が入所し、入所者に対し、その自立と社会経済活動を促進する観点から、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行う施設
設置年月日	(かちみ園) 昭和41年1月1日 (第二かちみ園) 昭和53年4月1日
施設内容	<p>(かちみ園)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地面積：41,555.92㎡</li> <li>○延床面積：3,929.05㎡</li> <li>○施設内容：南棟（要介助高齢者向け施設）、ゴミステーション、車椅子用駐車場、倉庫、体育館</li> <li>○定員：施設入所支援70名、生活介護70名、短期入所2人</li> </ul> <p>(第二かちみ園)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地面積：(鹿野かちみ園との同敷地)</li> <li>○延床面積：4,188.75㎡</li> <li>○施設内容：北棟（強度行動障害者向け施設）、車椅子用駐車場、厨房・機械室棟、園芸・農作業棟、鶏舎、豚舎</li> <li>○定員：施設入所支援70名、生活介護70名、自立訓練（生活訓練）6名、短期入所3名</li> </ul>
利用料金	障害者総合支援法等の関係法令の規定に基づく利用者負担あり
開館時間	入所施設のため24時間開館
休館日	入所施設のため休館日はない

## 2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿野かちみ園・第2かちみ園の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、保安警備、清掃等）</li> <li>・利用者の保護及びその更生に必要な指導訓練に関する業務（短期入所、施設入所支援等）</li> <li>・その他施設の管理運営に必要な業務（契約、料金等の収入、受付及び案内、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進</li> <li>・県下の障害者支援施設及び障害福祉サービス事業を行う施設の処遇モデルとして、要介助高齢知的障害者等（かちみ園）及び強度行動障害者（第二かちみ園）を中心とした支援のあり方等諸課題の検討及び実践。</li> </ul>
---------	---

## 3 施設の管理体制

管理体制	<p>(かちみ園) 常勤職員：40人、非常勤職員：11人 [計51人] (第二かちみ園) 常勤職員：45人、非常勤職員：14人 [計59人]</p> <p>【体制図等】別添のとおり</p>
------	--

4 施設の利用状況

(かちみ園)

(施設入所支援)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	36	0	36	入所2, 退所2
	女	37	△1	36	入所1, 退所2
	計	73	△1	72	
(生活介護)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	41	0	41	入所2, 退所2
	女	40	1	41	入所3, 退所2
	計	81	1	82	入所者72、GH8、在宅2

(第二かちみ園)

(施設入所支援)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	37	0	37	入所1, 退所1
	女	35	0	35	入所1, 退所1
	計	72	0	72	
(生活介護)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
70人	男	41	0	41	入所1, 退所1
	女	38	1	39	入所2, 退所1
	計	79	1	80	入所者71、GH6、在宅3
(生活訓練)					
定員	性別	年度当初の利用者数	年度中の増減	年度末利用者数	備考
6人	男	1	0	1	
	女	0	0	0	
	計	1	0	1	入所者1

5 収支の状況

(かちみ園)

(単位：千円)

区 分		27年度	26年度	増 減	
収入	事業収入	給付費	214,703	215,077	-374
		利用者負担金	33,873	33,696	177
		その他(預り金管理料等)	650	684	-34
		小 計	249,226	249,457	-231
	事業外収入	生産活動事業収入	247	170	77
		その他(寄付金等)	2,075	458	1,617
		小 計	2,322	628	1,694
計	251,548	250,085	1,463		
支出	人件費	174,282	173,674	608	
	管理運営費	11,975	9,733	2242	
	事業費	44,769	48,041	-3272	
	計	231,026	231,448	-422	
収 支 差 額		20,522	18,637		

(第二かちみ園)

(単位：千円)

区 分		27年度	26年度	増 減	
収入	事業収入	給付費	265,057	273,197	-8,140
		利用者負担金	33,983	32,890	1,093
		その他(預り金管理料等)	3,623	3,858	-235
		小 計	302,663	309,945	-7,282
	事業外収入	生産活動事業収入	107	172	-65
		その他(寄付金等)	2,031	269	1,762
		小 計	2,138	441	1,697
計	304,801	310,386	-5,585		
支出	人件費	185,302	186,847	-1545	
	管理運営費	11,119	9,593	1526	
	事業費	44,341	47,712	-3371	
	計	240,762	244,152	-3390	
収 支 差 額		64,039	66,234		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	常勤正職員	常勤補助職員	臨時的任用・非常勤職員		
雇用契約・労使協定	労働条件の書面による提示	鳥取県厚生事業団就業規則	労働条件通知書	労働条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	時間外労働・休日労働に関する協定届 有	時間外労働・休日労働に関する協定届 有	時間外労働・休日労働に関する協定届 有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	週40時間	週40時間	週2～40時間	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	自己申告 使用者の現認	自己申告 使用者の現認	自己申告 使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	【休日】 ・定例日の場合 各月の土日祝祭日 及び年末年始 ・非定例日の場合 交代制勤務により、 勤務を要しないと 日に指定された日  【休暇】 ・年次有給休暇 1年度につき20日 (20日を限度に 繰越)最大40日	【休日】 ・非定例日の場合 交代制勤務により、 勤務を要しないと 日に指定された日  【休暇】 ・年次有給休暇 1年度につき16日 (20日を限度に 繰越)最大36日	【休日】 ・非定例日の場合 交代制勤務により、 勤務を要しないと 日に指定された日  【休暇】 ・年次有給休暇 6か月間継続勤務 した場合10日 (以降最大20日)	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	238,786円	154,100円	121,500円	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	毎年2回(直接処遇職員)実施(その他は年1回)			
	産業医の選任	選任の要否:要	選任状況:選任		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否:否	選任状況:否選任		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否:要	選任状況:選任		※規模の要件あり
	安全衛生推進者(衛生推進者)の選任	選任の要否:否	選任状況:否選任		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例(労働基準法に基づくもの)
  - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合(労働基準法第18条)
  - ・1ヶ月単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要)
  - ・1年単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか)
  - ・1週間単位の変形労働時間制(労働基準法第32条の5)
  - ・時間外労働・休日労働(労働基準法第36条 いわゆる「36協定」)
  - ・事業場外労働のみなし労働時間制(労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合は不要)
  - ・専門業務型裁量労働制(労働基準法第38条の3)

○各種管理者等の業種・規模に係る要件(労働安全衛生法に基づくもの)

種別	業種	規模(常時使用する労働者数)
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人(1人選任)
		201人～500人(2人選任)
		501人～1,000人(3人選任)
		1,001人～2,000人(4人選任)
		2,001人～3,000人(5人選任)
3,001人以上(6人選任)		
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
研修	要介助高齢高齢知的障がい者(かちみ園)及び強度行動障がい者(第二かちみ園)への支援技術やプラン作成技術等を習得、向上する研修、その他各種研修等
資格取得奨励	介護福祉士等の資格取得の奨励。1年間の研修課題を設定し職員の資質向上に繋げた。
支援計画の見直し	モニタリング及びケア会議開催による支援計画の見直しや、随時の見直し。利用者・家族への十分な説明。
食事	個々の栄養ケアマネジメントに基づく食事提供、「ユニット調理」で家庭的な雰囲気味わう等。
社会参加	地域の夏祭り、運動会への参加や、小中学校との交流、アート作品を通じての展覧会開催・出展、「鳥の劇場」との交流による演劇活動、ウマモナドを使った町おこしなど。
その他	関係機関の行う研修に積極的に参加し、実践発表。スーパーバイザーを招いてのケース検討会。復命ミニ研修でスキルアップを図っている。臨床心理士を招いての精神障害者支援勉強会。

8 利用者意見への対応

<p>利用者意見の把握方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月開催される利用者で構成される自治会との協議。</li> <li>・給食委員会の開催。</li> <li>・各ユニット・日中活動班会議等での検討</li> <li>・施設内に設置する意見箱。</li> <li>・県への「県民の声」による意見受付。</li> <li>・その他、随時直接話をして、聞いている。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">利用者からの苦情・要望</p>	
<p style="text-align: center;">対 応 状 況</p>	
<p>かちみ園</p>	
<p>11/26、利用者家族からの声 以前、職員から敷布団が古くなったため、購入したい旨の連絡があり、了承の返事をしたにも関わらず、未だに購入されていないがどうか。（11/26、来園時、居室を確認したが見当たらなかったため）</p>	<p>その日のうちに事実確認後、電話連絡し、謝罪した。また、その際、帰省中であったため、帰園日までに購入することを約束し、了解を頂いた。 その後、購入した旨を報告し、また、再発防止を約束し、再度、謝罪の上、了解を頂いた。</p>
<p>第二かちみ園</p>	
<p>5/7、利用者家族からの声 帰省されていた利用者が家族とともに帰園され、その際、家族より「この持ち帰った服は、他の利用者の方の服ではないでしょうか？」と尋ねられ、職員が確認したところ、他の利用者のものであった。（名前が服に記載してあった。）</p>	<p>その場で謝罪し、了解を頂いた。 服に記載していた名前が薄れてしまい、職員が誰の服か把握できていなかったことが要因であったため、服への名前記載場所を統一し、記載文字が薄れてきた際の再記載を徹底することとし、職員に周知した。</p>
<p>6/19、利用者家族からの声 6/19、日中に訪室したところ、利用者が掛け布団を破り、中綿を異食していた。 利用者家族に電話し、状況説明と謝罪を行った。 電話の際、利用者家族より「今後巡回の回数を増やす等の対策をしてください。」と要望があった。</p>	<p>職員の巡回の回数を増やし、身の回りに使用する寝具等を破れにくいものにした。</p>
<p>10/13、利用者家族からの声 10/13、利用者家族から「朝、5,6回鹿野第二かちみ園に電話したが繋がらなかったため、鹿野かちみ園に電話して取り次いでもらった。その後も電話をしたが、鹿野第二かちみ園には繋がらなかったため、再度、鹿野かちみ園に電話して取り次いで貰った。帰園について話をしたかったのだが、こんな状況では他の利用者家族も困ることになる。」と苦情があった。</p>	<p>利用者家族に謝罪し、後日、電話設備が正常かどうか検証したが不具合は確認できなかった。対応について検討した結果、担当職員がPHSを所持することを徹底し、直ぐに回答できる体制をとること、休日、夜間については二丁目が主に回答するようにし、5,6回のコールで回答できない場合は、他の丁目が回答することとした。</p>
<p>12/22、利用者家族からの声 12/22、面会のため来園されていた利用者家族から「部屋の片付けをしていたが埃が多いため掃除をしてやって欲しい。また、片方しか残っていない靴下があるので探してやって欲しい」との要望を受けた。</p>	<p>当該利用は他害などの行動障がいがあり、本人が居室にいる際の清掃が困難な状況であるが、複数職員で協力し対応することとした。また、靴下については、洗濯時、靴下用のネットへ入れること、乾燥機から取り出す時も取り残しがないよう確認することなどを職員が申し合わせた。</p>
<p>利用者からの積極的な評価</p>	
<p>(かちみ園) 利用者アンケートでは、全8項目中、高い評価をうけている項目は「プライバシーの配慮」94%、「気軽に話せる風通しの良い雰囲気」84%、「清潔な環境」86%及び「園での生活満足度」83%となっている。 満足度に関連することとして、カラオケ、DVD、各種ゲーム類を揃えたり、地域の祭り、運動会、外出支援など積極的に行い、日中活動の充実にも努めたことや、講師を招いての体操や外部のイベントを積極的に招くなど余暇活動の充実にも努めたこと、また、旅行(宿泊・日帰り)については、利用者の希望はもとより、障がいの程度や各個人毎の性格・特性に応じ、少人数での対応や距離及び行程など5班に分けて実施するなど、快適な旅行になるよう工夫して実施したことなどが評価された。</p> <p>(第二かちみ園) 利用者アンケートでは、「食事満足度」は81%と今年度も高い評価を得ている。希望メニューや誕生日メニューを提供するなど、利用者目線を尊重した食事提供を実施したことなどが評価された。 医務については体調不良、怪我の治療、相談にとどまらず、暮らしの中の相談ごとにも応じていることが評価されており、利用者から日常的に頼りにされている。 また、アート作品を作成するための作業スペースを確保する改修工事を行うなど、多くの利用者から喜んでいただいた。</p>	

9 指定管理者による自己点検

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕

（かちみ園）

・高齢化に伴う身体機能低下防止や生活習慣病の予防を図るため、拘縮予防、身体機能維持、姿勢保持や日々の生活に必要な更衣や排泄等のケアのあり方について定期的に理学療法士会主催の研修に参加し、知識、技能の習得に努めた。また、介護施設経験のある支援員が講師となりOJTを繰り返すことにより、介護技術の向上を目指し、利用者負担のかからない介護に努めた。

・食事、入浴、排泄などの日常的な介助と併せ、音楽療法、スヌーズレン、ゆとり活動支援等の取組みを充実させ一人一人の生きがいを見だし、身体及び精神的な健康管理を積極的に進め、老化の進行を緩やかにするとともに、生きがいの持てる生活を営めるよう支援を行った。

・生活においては10人程度のグループのユニットにより家庭的な雰囲気での支援を行うことはもとより、日常生活動作（洗濯や掃除など）を通じ可能な限り自己選択に基づき、決定し、生活リズムの確立と活動意欲や就労意識の向上を図った。また、個室で生活して頂くことにより、精神的な安定を図る支援を行っている。

・日中活動は、個別の支援計画により、利用者の個々のニーズや機能に応じ、音楽療法、園芸療法、機能訓練、受託作業などの活動に取り組む、生活リハビリや身体的、精神的ケアにも努めた。

・2か月に1度は歯科医師、歯科衛生士が来園し、口腔衛生の指導を受けるなど口腔ケアに取り組み虫歯予防に努めた。また、言語聴覚士の指導のもと、口腔内マッサージや健口体操等による嚥下機能の維持向上に努め、誤嚥性肺炎や喉詰めの防止を図った結果、誤嚥や喉詰り、肺炎等の減少に繋がった。

（第二かちみ園）

強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践・専門）及び国研修の基礎コースに職員を派遣し支援スキルの向上を図った。昨年度に続き今年度もスーパーバイザーを月2回招聘し個別支援の充実や日中活動班のメニューの充実、場所の構造化などについてアドバイスをもらいながら環境整備に努めた。また、臨床心理士を月1回招き、精神障がい者の特性、支援の方法、個別ケース検討を行い、精神障がい者に関する知識の習得に努めた。

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕

（かちみ園）

・平成28年6月に、3名の利用者について日常的に一定の時間帯、居室外に出ることができないよう長期間にわたって居室の施錠（身体拘束）を実施していた虐待事案が発覚した（平成27年度もその期間に含まれている）。発覚後、速やかに居室の施錠による対応を止め、原因究明と再発防止策の検討を行った。現在は、職員の意識改革、人材育成、虐待防止のための実効性のある法人及び施設の管理体制の整備などに取組み、再発防止に努めている。

・要介助者が増え、車いす利用者も増加している。高齢化及び重度化に伴うトイレ等ハード面の空間の見直しや環境整備、介護機器の導入について検討していく。

・高齢化に伴い、介護支援方法の専門的領域が年々増加しているため、今後は介護技術はもとより医療と専門ケアについての知識を高め、利用者の機能維持及び老化の進行が緩やかになるよう生活リズムを大切にQOLの充実に取り組む。

（第二かちみ園）

知的障がいがあり累犯を重ねた方の支援については、他者への暴言、暴力、器物破壊、物盗りといった行動が見られ対応に苦慮する場面がしばしばある。

精神障がいの方の中には、妄想、感情の乱れなどから他者へ暴言等の行動が見られ、トラブルを生じることがある。また、活動参加が安定せず、活動拒否も多く生活リズムの乱れが生じやすい。

行動障がいがある方の中には、出現する課題行動がいろいろと変化し、その対応に苦慮する場面がある。認知行動療法を入れて仮説を立て支援を組み立てているが、検証には時間を要し、対応が遅れがちになることがある。また、集団生活の中では、課題行動が他者へ波及したり、本人の行動が複雑化することもある。

スーパーバイザーを招いてのケース検討会議などにより検証を重ね、よりよい支援につながるよう一層、取り組んでいく。

10 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	以下のとおり協定書に基づき適切に実施されている。 ・毎日の清掃のほか、毎月1回大掃除を実施し、建物の清潔を保持 ・消防設備、自家用電気工作物の保守点検を実施（外部委託） ・夜間における施設の保守管理のため常時1人の警備員を配置 ・鼠・害虫防除作業を月1回実施（外部委託） ・建築基準法に基づく建物の定期点検を実施 ・急病などの緊急時に備え、夜間想定救急対応訓練を実施 ・災害マニュアルを設置し、避難等の訓練を実施 10/5火災訓練、10/29土砂災害避難訓練
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	市町村、支援センター等と連携し、入所者との契約、利用者負担金の徴収、自立支援給付費等の収納を適切に実施している。
[その他管理施設の管理に必要な業務] ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	市町村、支援センター、養護学校等の関係機関と連携を図り、入所希望者に種々の情報提供を実施している。
[利用者サービス] ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	2	平成28年5月に虐待防止法に違反する虐待事案が発覚した。当該事案は長期にわたって利用者3名に対し虐待にあたる身体拘束（居室の錠錠）が行われていたものであり、平成27年度もその期間に含まれている。 事案発覚後は、県に提出した再発防止策（職員の意識改革、法人・施設の管理体制の見直し）の実施に取り組んでいる。利用者の意思・人格を尊重した適切な利用者サービスの実践し、県立施設としての信頼を回復しなければならない。 このことを除いては、次のとおり実施されていた。 ○個別支援計画の作成・見直しを利用者、家族へ説明を実施の上、適切に実施している。 ○食事、入浴、排せつ、移動等の日常生活動作の自立を目標に、個人の能力や障がい特性に見合った適切な支援を実施している。 ○農園芸活動、陶芸活動に取り組み、それら生産品の展示、販売を利用者みずから行うなど社会経済活動に参加する機会を設け、喜びや誇りを得られるよう努めている。 ○利用者・家族が職員に相談しやすい環境づくりとして、支援員をユニット固定配置とし信頼関係を気付く体制をとっている。 ○看護師等（各施設常勤1名、看護補助1名）を配置し、日々の健康管理と医療処置を実施するとともに、必要な診察治療を医療機関で受けられるよう支援を実施している。 ○法人の「個人情報保護規程」「情報公開規程」に従い対応している。 ○毎月の利用者自治会や保護者会での意見交換、アンケート（年1回）、意見箱等により、苦情や要望、意見等の把握に努め、寄せられた苦情等については、第3者委員2名を含む苦情解決検討委員会により、問題解決に取り組み、対応について回答を行うなど、サービス向上に努めている。 ○地域の行事を公民館 皇取市鹿野寺所等と共催したり 行事に参加し 地域交流・社
[県立施設としての役割] 追加項目	4	（かちみ園） 要介助高齢知的障害者支援のモデル施設として、 ○「高齢知的障がい者用アセスメント表」により各利用者の高齢化の程度を把握し、目的、実施量・頻度等を明確化した支援を実施 ○拘縮予防、身体機能維持、姿勢保持等のケアの在り方を理学療法士に学び実践 ○感染症予防、嚥下機能の維持向上等のため、口腔ケアを歯科医師等に学び実践 ○脳の活性化、心肺機能維持向上等のため、音楽療法を取り入れた支援を実施 （第二かちみ園） 強度行動障がい者支援のモデル施設として、 ○自傷、他害、強い拘り等の課題行動に対し、応用行動分析を活用。課題行動の減少、混乱のない心穏やかな生活を目指した支援を実施。 ○利用者へのスケジュール提示による時間の構造化や活動場面における場所の明示と固定等を行い、行動観察記録により行動の把握、職員の共通認識・統一対応を実施
[収入支出の状況]	3	収支決算書のとおり、適正に執行されている。
[職員の配置]	3	協定書に定める人員を配置している。 （支援区分等から見た人員配置は基準以上の手厚い配置となっているが、H28.5に虐待事案が発覚し、ユニット単位での配置の見直し等実施しているところ。）
[会計事務の状況] ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書(月次)における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	不適正事案や事故等なく、適正に実施されている。

項 目	評 価	点 検 結 果
[関係法令の遵守状況] ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	2	上記虐待防止法に違反する虐待事案のほか、平成28年3月、鳥取労働基準監督署から最低賃金法に基づく是正勧告を受けている。最低賃金減額特例許可を受けていたが、当該申請の内容と異なる労働態様(ゴミだし等の用務)があったため最低賃金を支払う必要があったもの。賃金の不足分を遡及して支払った。  外部委託については、県内事業者への発注に取り組んでいる。
[県の施策への協力] ○障がい者就労施設への発注	3	(本施設自体が障害者支援施設であり、発注はない。) 園内で提供される食事の材料は、できる限り県内で生産されたものを利用し、地産地消に取り組んでいる。
総 括	3	虐待事案について、再発防止策(職員の意識改革、法人・施設の管理体制の見直し)の実施を徹底し、利用者の意思・人格を尊重した適切な利用者サービスを実践し、信頼の回復に努めなければならない。 その他については、概ね適切に実施されている。

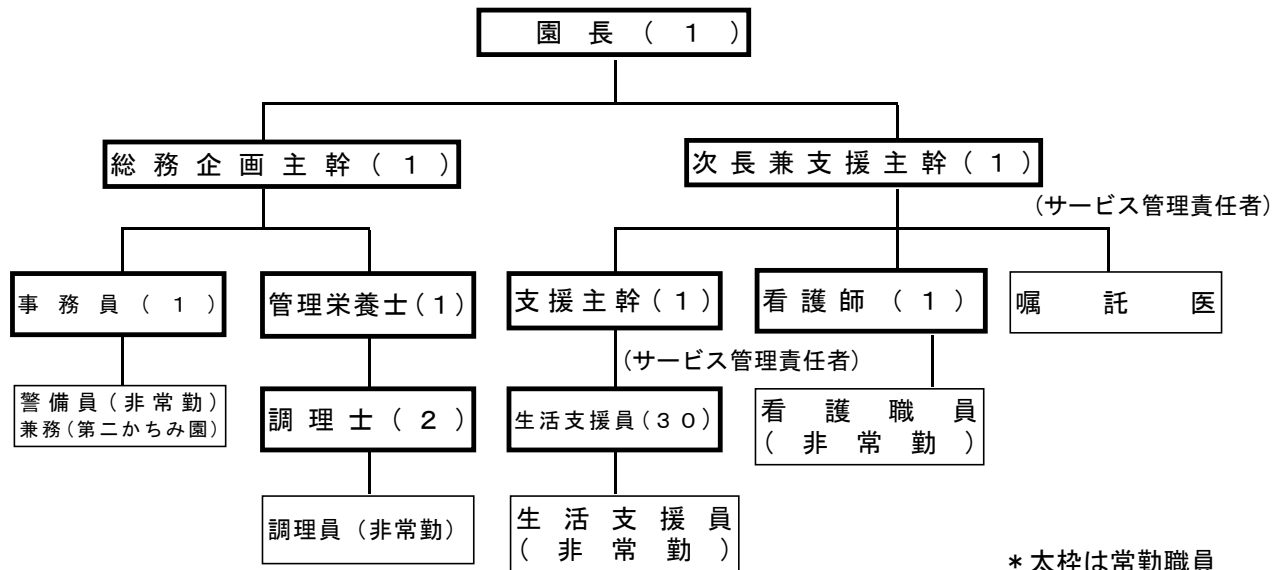
- 《評価指標》5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。
- ※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。

【鳥取県立鹿野かちみ園】

平成27年度職員配置

(1) 常勤(本務) 40名

(2) 非常勤職員 11名 (うち警備員1名(兼務)、支援パート等7名、嘱託医3名)



【鳥取県立鹿野第二かちみ園】

平成27年度職員配置

(1) 常勤(本務) 45名

(2) 非常勤職員 14名 (うち警備員1名(兼務)、支援パート等10名、嘱託医3名)

